

子どもたちが明るく健やかに成長するための取組に関する当協会の基本方針について

平成 26 年 11 月 1 日

現在、いじめ・体罰・不登校・児童虐待など子どもの人権問題が大きな社会問題となっています。子どもの人権については、貧困や飢え、戦争などで苦しんでいる子どもたちが世界中に多数いる現実をふまえ、1989年の国連総会で子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、日本も1994年4月にこの条約を批准し、子どもの人権問題の解決に積極的に取り組んでいます。

公益社団法人全国学習塾協会では、子どもの人権の重要性を踏まえ、2006年に制定した「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」において、子ども及び保護者に対する行動基準を次のように定めました。

- (1) 学習塾教職員は、子ども及び保護者との関係において、倫理的な行動に努めなければならない。
- (2) 学習塾教職員は、子ども及び保護者の利益を最優先しなければならない。
- (3) 学習塾教職員は、子ども及び保護者の意思・決定を尊重しなければならない。
- (4) 学習塾教職員は、子ども及び保護者等の人権を尊重しなければならない。

私たちは、子どもたちに教育サービスを提供する事業者として、このような取組をさらに推し進めるとともに、子どもたちの明るく健やかな成長のために教育サービスの質の向上に努めて参ります。

学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン

<http://www.jja.or.jp/children/>